

令和7年7月25日
関東森林管理局

造林及び素材生産請負事業における熱中症対策に関するお知らせ

本年4月15日に、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）の一部が改正され、第612条の2に熱中症を生ずるおそれのある作業が追加されたことにより、事業者に対して労働者への熱中症対策が新たに罰則付きで義務付けられることになりました。

また、5月20日付けで「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（令和7年5月20日付け基発0520第6号。以下「労働基準局長通知」という。）が発出され、熱中症対策の改正の趣旨及び概要等が示されたところです。

このことから、関東森林管理局管内の造林及び素材生産請負事業において、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」（※）を実施する場合は、労働安全衛生規則及び関係法令等を遵守するとともに、下記によりご対応ください。

記

1. 熱中症による健康障害発生時の対応計画（以下「対応計画」という。）の策定と提出

令和7年7月1日以降に入札公告された事業については、造林事業請負標準仕様書及び製品生産事業請負標準仕様書の第5条第5項の定めに基づき、参考1又は2を参考に対応計画を策定し、事業計画書の一部として発注者に提出してください。

2. 対応計画の作業員への周知徹底と作業現場への掲示

策定した対応計画については、作業現場の見やすい箇所へ掲示し、作業者に周知するとともに、熱中症による健康障害発生時の対応を徹底させるよう指導してください。

3. 対応計画の実施状況等の記録

請負者は、対応計画の実施状況等を作業日誌等で整理、記録及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出してください。

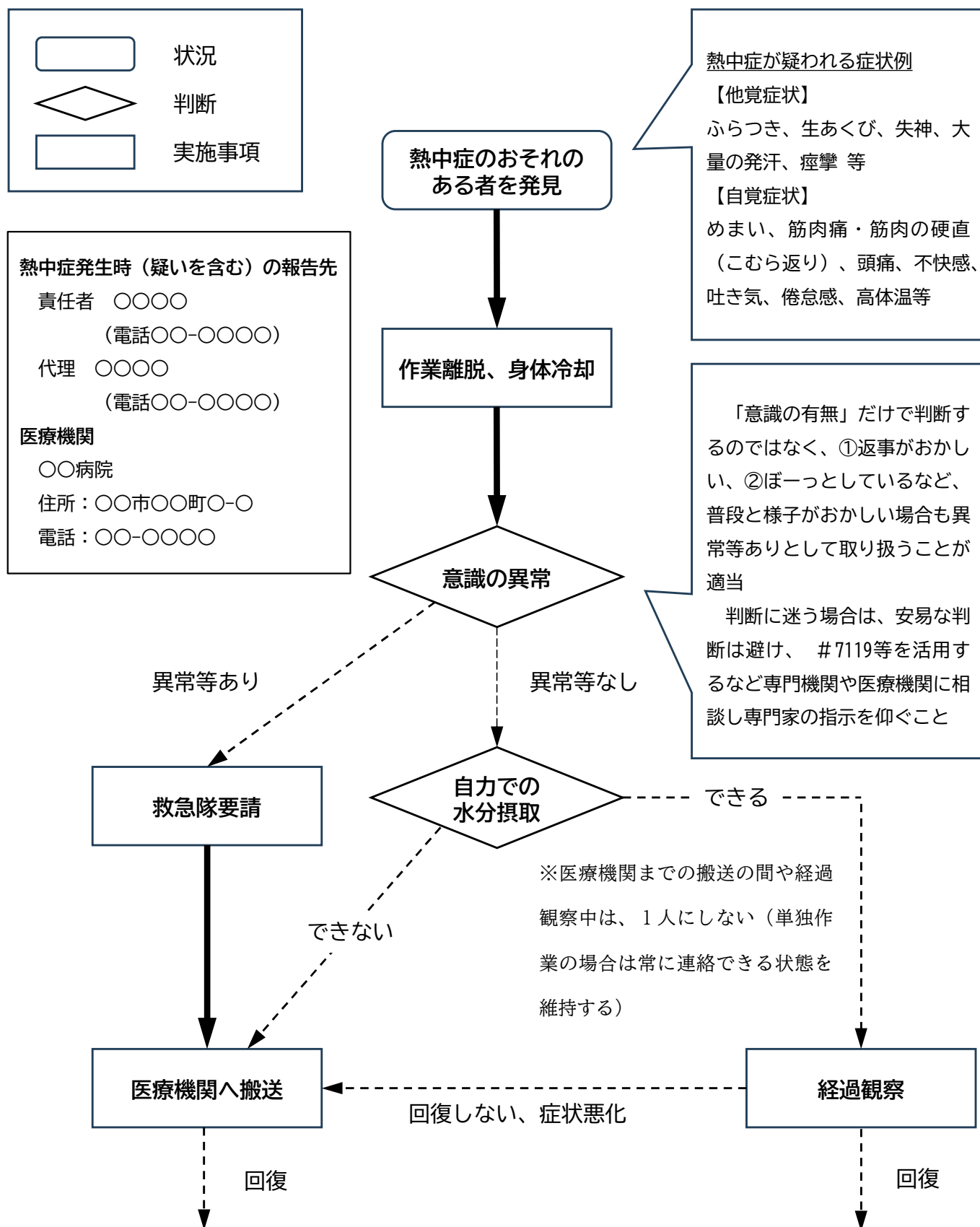
【参考資料】

厚生労働省労働基準局通知（<https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>）

※WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

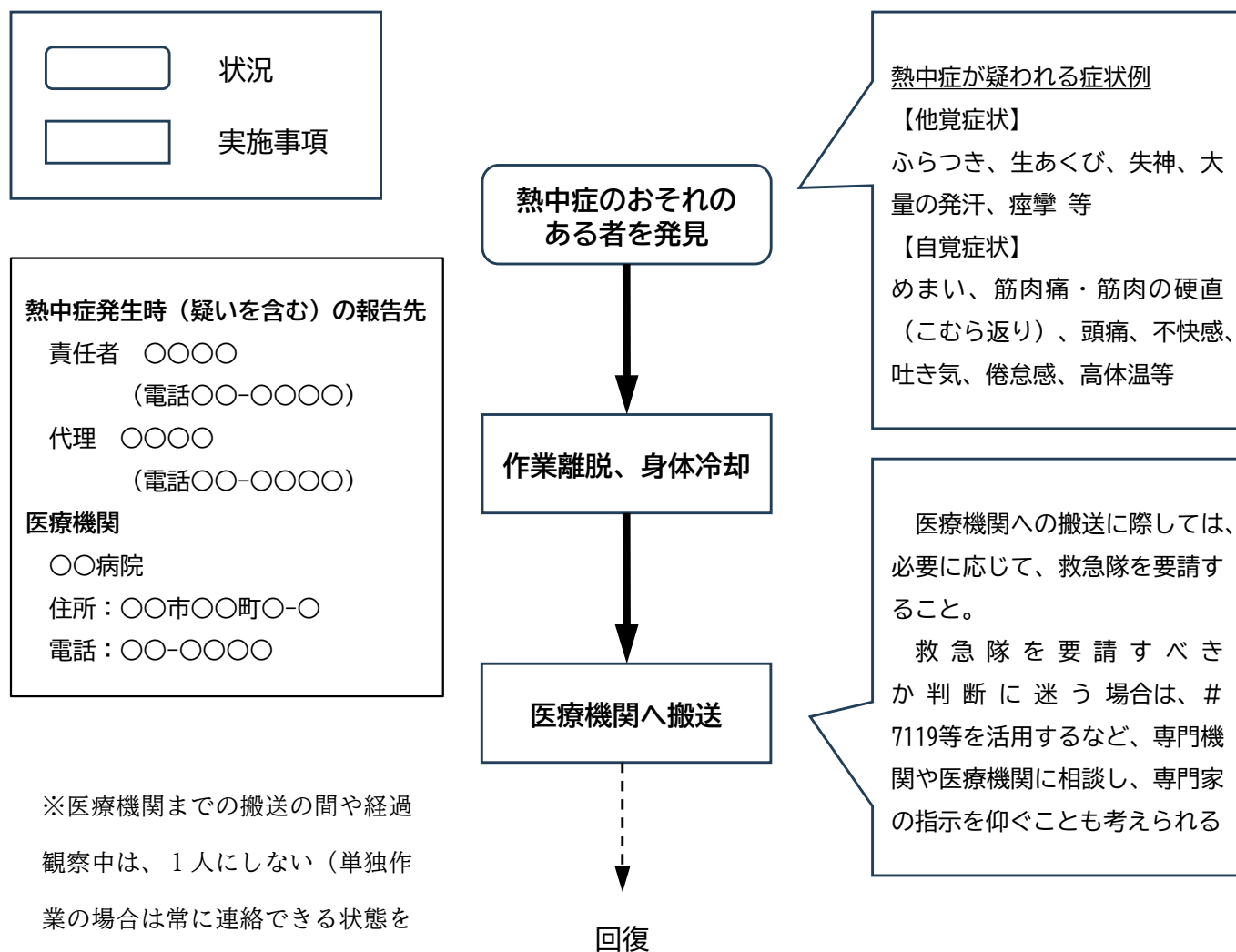
担当：保全課課長補佐
資源活用課課長補佐
森林整備課課長補佐

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと